

平成 23 年 6 月 1 日
日本貸金業協会

協会員に対する処分について

日本貸金業協会（会長：飯島巖）は、平成 23 年 5 月 17 日開催の自主規制会議において、下記のとおり協会員の処分を行うことを決定しました。

記

【会員権停止】

1 対象会員：ハートクレジット

登録番号：東京都知事(3)25064 号

会員番号：第 005156 号

2 処分の種類：会員権停止 6 カ月（勧告併科）

3 処分効力発生日：平成 23 年 6 月 1 日

4 根拠規定：定款第 21 条第 1 項 2 号及び同第 22 条

5 処分の理由

- (1) 純資産額が、貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額（5,000 万円）を満たしていると認められないところ、その旨の届出を怠っていた。
- (2) 虚偽の記載をした「平成 21 年度事業報告書」を当局に提出した。
- (3) 虚偽の記載をした「平成 21 年度業務報告書」を当局に提出した。
- (4) 虚偽の記載をした「平成 21 年度事業報告書」を協会に対しても提出した。

[法令等違反]

- (1) 登録の拒否（貸金業法第 24 条の 6 の 2 第 3 号、第 6 条第 1 項第 14 号）
- (2) 事業報告書の提出（貸金業法第 24 条の 6 の 9）
- (3) 報告徴収及び立入検査（貸金業法第 24 条の 6 の 10）
- (4) 事業報告書の提出（定款第 12 条及び定款施行規則第 6 条第 5 号）

【譴責】

1 対象会員：ウインズ

登録番号：岡山県知事(4)01942号

会員番号：第000551号

2 処分の種類：譴責（勧告併科）

3 根拠規定：定款第21条第1項2号及び同第22条

4 処分の理由

- (1) 同一県内の貸金業者の知人から依頼を受けて、平成21年4月頃から平成22年10月にかけて、相互に顧客を紹介し合っていた際に、当該顧客の信用情報等（借入申込書・貸付台帳・信用情報を出力したもの等）の提供を相互に行っていた。
- (2) 上記知人から依頼を受けて、指定信用情報機関に対して信用情報の提供を依頼し、その回答をもとに、同一県内に在住する顧客の住所情報を当該知人に提供していた。また、指定信用情報機関に対する信用情報の提供依頼に際し、当該顧客の同意を得ていなかった。

[法令等違反]

信用情報の第三者提供（貸金業法第41条の38第1項）

個人データの本人の同意なしの第三者提供（個人情報保護法第23条）

返済能力等調査以外の目的による信用情報の提供依頼及び信用情報の第三者提供（貸金業法第41条の38第1項）

信用情報の本人同意なしの取得（貸金業法第41条の36第1項）

個人データの本人の同意なしの第三者提供（個人情報保護法第23条）

(問い合わせ先)

日本貸金業協会
コンプライアンス部規律審査室

TEL 03-5739-3034